

様式44

令和 4. 5. 31 日

三重県知事 一見勝之 殿

医療法人の住所 三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号
 医療法人の名称 医療法人 誠仁会
 理事長名 田中 彩子
 電話 (059) 378-0052



決 算 届

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 誠 仁 会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目 3 番 7 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 6 3 年 3 月 2 5 日

(4) 設立登記年月日 昭和 6 3 年 3 月 2 9 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	塩川病院	三重県鈴鹿市平田一丁目 3 番 7 号	一般病床 4 2 床 回復期 ^ハ 病床 1 5 床
診療所	椿診療所	三重県鈴鹿市山本町字中辻 7 4 7 番 1 1	
介護老人 保健施設	アルテハイム 鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目 3 番 5 号	入所定員 1 5 0 名 通所定員 8 0 名
介護老人 保健施設	パークヒルズ 高塚	三重県鈴鹿市高塚町字北新地 2 0 3 6 番地	入所定員 1 5 0 名 通所定員 7 0 名

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
在宅介護支援センター アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
訪問看護ステーション アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目2番8号	
ホームヘルパーステーション アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
居宅介護支援事業所 かどや	三重県鈴鹿市高塚町216番3	
居宅介護支援事業所 アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
居宅介護支援事業所 パークヒルズ高塚	三重県鈴鹿市高塚町字北新地203 6番地	
デイサービスセンター未来	三重県鈴鹿市平田一丁目2番8号	
鈴鹿第1地域包括支援センター	三重県鈴鹿市高塚町216番3	【鈴鹿亀山地区広 域連合から委託を 受けて管理】
鈴鹿第2地域包括支援センター	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
鈴鹿西部介護予防支援事業所	三重県鈴鹿市平田一丁目3番5号	
デイサービスセンターうらら	三重県鈴鹿市国府町字市場2459 番地	
介護付き有料老人ホーム メディカルヴィラはなみずき	三重県鈴鹿市平田一丁目2番22号	
看護小規模多機能ホーム アルテハイム鈴鹿	三重県鈴鹿市平田一丁目2番8号	
居宅介護支援事業所 うらら	三重県鈴鹿市国府町字市場2459 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 5月 25日 令和2年度決算の決定
 令和4年 3月 18日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
 令和4年 3月 18日 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 誠仁会
 所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額 3,877,706 千円
 2. 負 債 額 3,845,890 千円
 3. 純 資 産 額 31,816 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,022,772
B 固 定 資 産	2,854,934
C 資 産 合 計 (A+B)	3,877,706
D 負 債 合 計	3,845,890
E 純 資 産 (C-D)	31,816

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 誠仁会
所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目3番7号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,022,772	I 流動負債	1,134,228
現金及び預金	417,103	買掛金	123,164
事業未収金	531,491	短期借入金	830,000
たな卸資産	11,066	未払金	47,769
仮払金	7,359	未払費用	42,306
前払費用	12,285	未払法人税等	5,101
未収入金	15,511	前受金	50
その他の流動資産	27,957	預り金	83,245
II 固定資産	2,854,934	仮受金	2,593
1 有形固定資産	2,634,473	II 固定負債	2,711,662
建物	1,536,309	長期借入金	2,706,452
構築物	31,836	長期未払金	5,210
医療用器械備品	74,822	負債合計	3,845,890
その他の器械備品	31,095	純資産の部	
車両及び船舶	500	科 目	金 額
土地	916,637	I 資本金	99,000
一括償却資産	6,115	II 利益剰余金	△ 67,184
建設仮勘定	37,159	1 その他利益剰余金	△ 67,184
2 無形固定資産	7,098	繰越利益剰余金	△ 67,184
電話加入権	1,582		
ソフトウェア	5,516		
3 その他の資産	213,363		
投資有価証券	13,003		
繰延資産	1,849		
繰延消費税	8,682		
その他の固定資産	189,829	純資産合計	31,816
資産合計	3,877,706	負債・純資産合計	3,877,706

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 誠 仁 会
 所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目 3 番 7 号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,059,732
2 事業費用		3,180,535
本来業務事業損失		120,803
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		602,279
2 事業費用		586,553
附帯業務事業利益		15,726
事業損失		105,077
II 事業外収益		
受取利息	20	
その他の事業外収益	60,622	60,642
III 事業外費用		
支払利息	54,182	
その他の事業外費用	23	54,205
経常利益		△ 98,640
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
過年度損益修正損	0	0
税引前当期純損失		△ 98,640
法人税・住民税及び事業税		205
当期純損失		△ 98,845

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 誠 仁 会
理 事 長 田 中 彩 子 殿

私は、医療法人 誠仁会の令和3年度 会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 20 日

医療法人 誠 仁 会

監 事 古 川 吉 宏

